

第4回 由良川流域治水協議会 議事概要

開催日時：令和3年3月25日（木） 15：30～16：30

開催場所：ホテルロイヤルヒル福知山&スパ（金蘭・銀蘭の間）

※出席者の一部はweb会議システムによる参加

I 議事次第

1. 新たな関係機関の参加について
2. 流域治水プロジェクトの最終とりまとめについて
3. 今後の進め方について

（出席者）

福知山市 大橋市長

舞鶴市 多々見市長（代理：市長公室 小田室長）

綾部市 山崎市長（代理：山崎副市長）

宮津市 城崎市長（代理：今井副市長）

南丹市 西村市長

京丹波町 太田町長

丹波篠山市 酒井市長（代理：近成課長）（Web参加）

丹波市 林市長（代理：足立副課長）（Web参加）

京都府 建設交通部 崎谷理事

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課 勝野課長（Web参加）

農林水産省 近畿農政局 農村振興部 能見課長（代理：福森専門官）（Web参加）

気象庁 京都地方气象台 内藤台長

気象庁 神戸地方气象台 藤本台長（Web参加）

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 矢野所長

林野庁 京都大阪森林管理事務所 中村所長（代理：藤原調整官）

環境省 近畿地方環境事務所 環境対策課 山口課長（代理：米田専門官）（Web参加）

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局 山田局長

関西電力株式会社 水力事業本部 京都水力センター 掛谷所長（代理：坂本係長）

（配布資料）

次第、出席者名簿、配席図

資料-1 協議会規約（案）

資料-2 令和3年度 予算概要（抜粋）

資料-3 幹事会の結果概要

資料-4 由良川水系流域治水プロジェクトの最終とりまとめ（案）

資料-5 由良川水系流域治水プロジェクト【参考資料】

参考資料-1 气象台からの情報提供

参考資料-2 環境省からの情報提供

参考資料-3 林野庁からの情報提供

II 議事概要（○：出席者発言，●：事務局発言）

■新たな関係機関の参加について

●新たな関係機関として国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターに参加いただくことについて協議会の同意を得た。規約は令和3年3月25日に改正とする。

■各機関の取組内容及び主な意見

○平成29年台風21号及び平成30年7月豪雨による甚大な内水被害を踏まえて、国交省、京都府と連携し大江町河守～公庄地区の内水被害軽減対策を実施している。さらに、ソフト対策としては、各自治会と一体となってマイマップや災害時マイタイムラインの作成を行っているところである。これらの取組を実施していくことで流域治水を推進していきたいと考えている。（福知山市）

○企業と連携し、ビッグデータとAIを活用した総合モニタリングシステムの開発や、自治体の避難勧告等の発令を支援するAIモデルの開発を行っている。このようなシステムやプログラムを用いて、状況に応じて適切なタイミング、適切なエリアに対して市民の方々に分かりやすい情報発信を行えるよう取り組んでいく。（舞鶴市）

○平成27年度に策定した雨水対策基本計画に基づき、平成29年度には排水ポンプ車（30m³/分）を一台導入し、平成30年度には雨水ポンプ場（60m³/s）の整備に着手したところである。こうしたハード・ソフト対策の取組において、本協議会の皆様方との連携を密にしながら内水外水の被害軽減に向けて積極的に取り組んでいきたい。（綾部市）

○地域住民自ら防災意識を高めていただき、災害発生の恐れがあるときは住民個人が近隣住民と協力して早めに避難行動を起こせるように、地域ごとに地域住民が主体となり防災計画を作成いただくよう取り組んでおり、毎年3地区以上で作成することを目標として考えている。今後もこれらの取組を継続していき、災害に対する地域防災力の向上を図っていきたい。（宮津市）

○蒲生地区の自主防災組織が自主的に避難スイッチの取組を行っており、本町としても共助の観念である自主防災組織の設立を今後とも推進していき、また、流域内すべての住民の安心安全につながるよう本プロジェクトを進めていただきたい。（京丹波町）

○現在「防災マップ」を更新中であり、令和3年4月には全戸配布、令和3年5月にはWEB版の防災マップを公開する予定である。また、自治会やまちづくり協議会に対しては防災訓練の実施など支援を行っている。（丹波篠山市）

○平成28年度より災害からの安全な京都づくり条例を制定しており、その中で総合的治水対策として河川下水道対策、雨水貯留浸透対策、森林適正管理を行うこととしている。また、宅地取引業者への災害危険情報の提供等も行っており、今後も総合的に取り組みを行っていく。（京都府）

○平成24年4月に都道府県初の「総合治水条例」を施行し、「ながす」の河川下水道対策に加え、「ためる」の流域対策、「そなえる」の減災対策を組み合わせた「総合治水」に、県民と一体とな

って取り組んでいる。特徴的なものとして、1ha以上の開発における調整池設置の義務化や、ため池治水活用における管理者への助成、県民緑税を活用した災害に強い森づくり、兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の加入促進など、県独自の取組も行っている。(兵庫県)

○今年度からゲリラ豪雨対策をテーマに掲げた分科会を立ち上げ活動を開始したところであり、主にソフト対策を中心としたアクションプランの立案を目指している。まずは、近畿地方整備局が開発した局地的豪雨探知システムを各自治体の防災担当者へ周知し、利活用を推進していくことを考えている。(環境省)

○森林は適切な手入れが行われないと、森林の持つ公益的機能が十分に発揮されない。そのため、水源林造成事業を通じて間伐等を実施し、森林の持つ流出抑制機能の強化を行い、地域の皆様へ貢献していくことを考えている。(森林整備センター)

○和知ダムでは河川管理者から要請がきた場合、治水協力(事前放流)を行うこととしており、令和3年3月1日にその体制が整ったところである。ただし、和知ダムは洪水調節機能を持たない上に、貯水容量が小さい利水ダムであることから、大きな効果が得られないことをご理解いただきたい。(関西電力株式会社)

○由良川緊急治水対策として、由良川水系河川整備計画の整備内容を大幅に前倒し実施しているところである。残すは前田地区の大谷川樋門及び六呂川樋門の築造工事及び築堤盛土の工事であり、令和3年度の完成を目指して鋭意進めている。(福知山河川国道事務所)

○今後も適切に防災気象情報を提供することで、流域治水プロジェクトに貢献してまいりたい。(京都地方気象台)

○今後ゲリラ豪雨の強度及び頻度は高くなると予想されており、局地的豪雨探知システムの利活用を推進することから始めていきたい。(環境省)

○健全な森林にしていくため、流域治水プロジェクトとして由良川森林計画区や保安林整備を推進してまいりたい。(林野庁)

■由良川水系流域治水プロジェクトの最終とりまとめについて

●由良川水系流域治水プロジェクト(案)が了承され、由良川水系流域治水プロジェクトを策定した。

以上